

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

① 令和4・5年度の保険料率が決定しました

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。

基金を活用しながら将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、**令和4・5年度の保険料率については、令和2・3年度の保険料率（被保険者均等割額 54,316円・所得割率 10.49%）から引き上げることとなりました。**



◆令和4・5年度の保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料（※1）} \\ \text{（100円未満切捨て）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{【被保険者均等割額} \\ \text{55,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{【所得割額} \\ \text{賦課基準額（※2）} \times 10.50\% \\ \hline \end{array}$$

（※1）1人あたりの年間保険料の上限は66万円です。（令和2・3年度は64万円でした。）

（※2）賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

② 被保険者証の更新について

8月1日から被保険者証が変わります。新しい被保険者証は、7月下旬に送付します。

なお、令和4年10月からの窓口負担割合の見直しに伴い、**令和4年度は被保険者証を全員に2回、交付します。**



1回目（7月下旬）	令和4年 8月 1日から令和4年9月30日までの被保険者証（若草色）
2回目（9月下旬）	令和4年10月 1日から令和5年7月31日までの被保険者証（水色）

③ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」について

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額や入院時の食事代が軽減されます。また、住民税課税所得145万円以上690万円未満の方は、「限度額適用認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額が軽減されます。

現在、上記いずれかの認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新たな認定証を送付します。

認定証については、2回交付となりませんので、ご注意ください。

現在、認定証をお持ちでなく、交付を希望される方は、被保険者証を持参して手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】 町民課 ☎22-3117 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112



クールチョイス

-COOL CHOICE-

脱炭素社会の実現の為、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
暑い夏でも快適に過ごせるように軽装や適正な室温でクールビズを実践しましょう！



高知県地球温暖化防止県民会議会長表彰を受賞しました！

この度、高知県地球温暖化防止県民会議総会におきまして、会長表彰を受賞しましたのでお知らせします。



本町では、SDGs 推進の取り組みの1つとして、民間事業者や高知大学と連携し、家庭における「食品ロス」の削減をテーマとした取り組みを推進してきました。

町内の保育所や小学校で、年齢に応じた「食品ロスやSDGsについての出前授業」の実施をしたり、家庭での食品ロスモニター調査を行うなど、SDGsの推進に向けた産学官連携の取り組みが評価され、この度の受賞にいたったものです。

今後もSDGsの推進に向けて、普及啓発に取り組んでいきますので町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



6/27に株式会社アッシュの須江社長とマスコットキャラクターのもぐにい、高知大学地域コーディネーターの梶先生に來庁していただきました。



農業を始めませんか？

新規就農相談会を開催します！



高南地域営農協議会では、新たに就農をお考えの方を対象に相談会を開催します。研修事業や支援制度・農業経営に関する経営開始前・経営開始後に必要な取組などについて、個別に相談しませんか。

日時：令和4年8月10日(水) 13:30～(予約制)

場所：JA高知県四万十支所 2階 中ホール（四万十町神山町586番地2）

※参加をご希望の方は、令和4年8月5日(金)までに下記まで事前の申し込みをお願いします。
※上記日程の都合が悪い方も、まずは下記までお気軽にお問い合わせをお願いします。



就農に向けた支援事業等

研修など	担い手支援事業（専業農家育成研修区分・後継者育成発展支援区分）
ハウス導入	園芸用ハウス整備事業
給付金など	新規就農者育成総合対策事業、壮年就農給付金事業、農業後継者支援給付金事業
その他	農地情報、農業制度資金、農業共済保険 など

【申し込み・お問い合わせ先】 農林水産課 竹本 ☎22-3113